

○菅原委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後５時１１分

再開 午後５時１２分

○菅原委員長 再開いたします。

１、令和８年第２回定例会の運営について、ここで、６月２４日の本会議における発言について、理事者から発言の申出がありますので、受けたいと思います。

○土岐総務部長 ６月２４日の本会議における市長の発言につきまして、本日、発言取消申出書を議長に対し提出させていただきましたので、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 特に発言はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 それでは、発言取消申出書を配付いたしますので、少々お待ちください。

（発言取消申出書配付）

○菅原委員長 それでは、市長からの申出どおり、発言の取消しを許可することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、この件につきましては本会議で諮る必要がありますので、６月３０日の本会議の最終場面で扱うことによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○菅原委員長 では、そのとおりいたします。

続きまして、（１）市長提出議案及び市長追加提出議案についての議案第１０６号、市道路線の廃止について、議案第１０８号、旭川市公平委員会委員の選任について、議案第１０９号、旭川市農業委員会委員の任命についてであります。まず、議案第１０８号及び議案第１０９号について、理事者から説明願います。

○土岐総務部長 議案第１０８号、旭川市公平委員会委員の選任は、東郷明子氏が本年７月２２日をもって任期満了となりますことから、同氏を再度選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

議案第１０９号、旭川市農業委員会委員の任命は、石尾卓也氏ほか２６名が本年７月２９日をもって任期満了となりますことから、荒井尚美氏ほか２６名を新たに任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○菅原委員長 次に、各派会長会議の結果について、議長から報告願います。

○福居議長 公平委員会委員候補及び農業委員会委員候補につきましては、各派会長会議において協議の結果、理事者から示されたとおり、全会派一致で御同意いただきましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○菅原委員長 特に発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、議案第106号、第108号、第109号につきまして、質疑、討論の有無及び賛否について、一覧表に基づき、各会派及び無所属に伺ってまいります。

○えびな委員(自民会議) 全て質疑、討論なく賛成いたします。

○金谷委員(民主連合) 同じく、全て質疑、討論なく賛成です。

○中野委員(公明党) 議案第106号、第108号、第109号、質疑、討論なく賛成します。

○まじま委員(共産) 質疑、討論ありません。賛成します。

○塩尻委員(市民連合) 質疑、討論なく全て賛成いたします。

○横山委員外議員(無所属) 全て質疑、討論なく賛成します。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましては、質疑、討論なく賛成と伺っております。

続きまして、報告第1号ないし報告第4号の以上4件について、同じく質疑の有無について、一覧表に基づき、各会派及び無所属に伺ってまいります。

○えびな委員(自民会議) 報告第1号から第4号まで、質疑ございません。

○金谷委員(民主連合) 報告第1号から第4号まで、質疑ありません。

○中野委員(公明党) 報告第1号から第4号まで、質疑ありません。

○まじま委員(共産) 全て質疑ありません。

○塩尻委員(市民連合) 全て質疑ございません。

○横山委員外議員(無所属) 全て質疑はありません。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましても、質疑ありませんと伺っております。

続きまして、(2)の議会提出議案についてであります。アの請願・陳情議案の取下げについて、それから、イの請願・陳情議案の審査結果報告について、ウの請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について、エの補正予算等審査特別委員会審査結果報告についてであります。まず、アないしエについて、事務局から説明願います。

○香川議会事務局議事調査課長 アの請願・陳情議案の取下げについてであります。令和8年第2回臨時会におきまして、子育て文教常任委員会に付託をいたしました陳情第55号のジェンダー平等の観点に基づく相談支援体制の充実及び男性向けLINE相談窓口の設置についてにつきましては、提出者から議長に対しまして、取り下げたい旨の書面が令和8年5月21日付で提出され、付託先の委員会での手続を終えておりますので、会期末の本会議でその手続を取るようになります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告についてであります。御配付しております請願・陳情議案審査結果一覧表のとおり、総務常任委員会で2件、民生常任委員会で5件、経済建設常任委員会で2件、子育て文教常任委員会で1件、結論が出ており、総務、民生、経済建設及び子育て文

教の各常任委員会委員長から議長宛てにそれぞれ審査結果報告書が提出されておりますので、会期末の本会議で報告を受けることとなります。したがって、質疑、討論の有無及び賛否につきまして、御協議いただきたいと思います。

次に、ウの請願・陳情議案の閉会中継続審査付託につきましては、総務、民生、経済建設及び子育て文教の各常任委員会委員長から議長に対しまして、閉会中の継続審査の申出を受け、会期末の本会議でその手続を取る事となります。

次に、エの補正予算等審査特別委員会審査結果報告につきましては、委員会での審査が終了し、特別委員会委員長から議長宛てに審査報告書が提出されておりますので、会期末の本会議で報告を受けることとなります。したがって、質疑、討論の有無及び賛否につきまして、御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○菅原委員長 まず、ア及びウについてであります、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのとおり扱うことといたします。

次に、イについてであります、質疑、討論の有無及び原案に対する賛否について、一覧表に基づき、各会派及び無所属に伺います。

○えびな委員(自民会議) 質疑、討論ありません。全て原案に対して反対いたします。

○金谷委員(民主連合) 質疑、討論ありません。全て反対です。

○中野委員(公明党) 質疑、討論ありません。全てに反対します。

○まじま委員(共産) 質疑、討論はありません。原案に対して全て反対です。

○塩尻委員(市民連合) 質疑、討論ございません。全てに対して反対いたします。

○横山委員外議員(無所属) 全て質疑、討論はありません。全て原案に対して反対をします。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましては、質疑、討論なく、全ての陳情に対して反対と伺っております。

それでは次に、エの補正予算等審査特別委員会審査結果報告についてであります。

このことについて、修正案が提出された旨、議長から報告を受けていますので、文案を配付しているところでございます。提出会派に趣旨の説明を求めます。

○まじま委員(共産) 大綱質疑、そして、特別委員会と質疑を重ねて、私どもとしては、議案第1号の一般会計補正予算のごみ袋の金額を引き上げる補正予算、それと一体的に、議案第51号で条例改正が含まれていますので、ここを削除する、予算を除いた修正案を提出させていただきましたので、御審議いただきたいというふうに思います。関連しておりますので、議案第1号と第51号の修正案なんですけれども、一括して扱っていただきたいと思います。

○菅原委員長 それでは続きまして、提出会派に修正案の提案説明者を伺います。

○まじま委員(共産) まじまをお願いします。

○菅原委員長 次に、各会派及び無所属に、委員長報告及び修正案に対する質疑の有無について伺ってまいります。

○えびな委員(自民会議) 質疑ございません。

○金谷委員（民主連合） 質疑ありません。

○中野委員（公明党） 委員長報告及び修正案に対する質疑はありません。

○塩尻委員（市民連合） 質疑ございません。

○横山委員外議員（無所属） 質疑はありません。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましても、質疑はございませんということで伺っております。

続きまして、修正案の扱いの関係から、先に修正案について賛否を伺います。

それでは、各会派及び無所属に聞いてまいります。

○えびな委員（自民会議） 修正案に反対いたします。

○金谷委員（民主連合） 賛成です。

○中野委員（公明党） ただいま提案があった修正案には反対します。

○まじま委員（共産） 賛成です。

○塩尻委員（市民連合） 修正案に賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 修正案に賛成します。

○菅原委員長 無所属安田議員におきましては、反対ということで伺っております。

それでは、修正案についてであります。否決という見込みでありますので、各会派及び無所属に原案について賛否を確認してまいります。

○えびな委員（自民会議） 原案に対しては賛成いたします。

○金谷委員（民主連合） 議案第1号、第51号、原案に対して反対です。

○中野委員（公明党） 原案には賛成します。

○まじま委員（共産） 議案第1号と第51号には反対します。

○塩尻委員（市民連合） 議案第1号、第51号、原案に反対いたします。

○横山委員外議員（無所属） 議案第1号、第51号は原案について反対いたします。

○菅原委員長 無所属安田議員におかれましては、賛成と伺っておりますので報告いたします。

それでは続きまして、各会派及び無所属に、他の付託議案について賛否を伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 他の付託議案に賛成いたします。

○金谷委員（民主連合） 賛成です。

○中野委員（公明党） 他の付託議案については賛成いたします。

○まじま委員（共産） 残りの議案には賛成いたします。

○塩尻委員（市民連合） 他の付託議案には賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 他の付託議案については賛成いたします。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましても、他の議案については賛成ということで伺っております。

続きまして、各会派及び無所属に、修正案の原案及び修正案に対する討論の有無について伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 全て討論ございません。

○金谷委員（民主連合） 討論あります。

○中野委員（公明党） 討論ありません。

○まじま委員（共産） 討論を予定しています。

○塩尻委員（市民連合） 討論あります。

○横山委員外議員（無所属） 討論があります。

○菅原委員長 安田議員につきましては、討論ありませんということで伺っております。

次に、他の付託議案について、討論の有無を伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 討論ありません。

○金谷委員（民主連合） ありません。

○中野委員（公明党） 他の付託議案については討論ありません。

○まじま委員（共産） 他の議案には討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 他の議案につきましては討論ありません。

○横山委員外議員（無所属） 討論はありません。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましては、討論はありませんということで伺っております。

ただいまの討論があるという会派につきまして、討論者を伺ってまいります。

○金谷委員（民主連合） 江川議員でお願いします。

○まじま委員（共産） 修正に賛成して、原案に反対するという立場で、中村みなこ議員です。

○塩尻委員（市民連合） 植木議員でお願いいたします。

○菅原委員長 そうしますと、討論者が複数となりましたので、大会派順といたしますが、順番といたしましては、江川議員、それから中村みなこ議員、植木議員、横山議員となりますので、確認願います。

続きまして、採決につきましては、修正案、それから原案の順となりますので、確認を願います。修正案は、本委員会終了後、タブレットのほうに配信することといたしますので、御確認ください。

続きまして、オの意見書・決議案についてであります。代表者会議での協議の結果、配付してある一覧表のとおりとなったので、確認を願いたいと思います。

それでは、議長宛てに動議の意見書案第1号ないし意見書案第8号及び決議案第1号の以上9件が提出されているので、本日、配付しているところでございます。議案番号は配付している代表者会議の結果のとおりであります。

まず、動議の意見書案の提案説明者について、順次、確認してまいります。意見書案第1号について、提案会派の自民会議に提案説明者を伺います。

○えびな委員（自民会議） 沼崎議員でお願いいたします。

○菅原委員長 続きまして、意見書案第2号について、提案会派の民主連合及び市民連合に提案説明者を伺います。

○金谷委員（民主連合） 高橋紀博議員でお願いします。

○菅原委員長 続きまして、意見書案第3号及び意見書案第4号について、提案会派の民主連合及び無所属横山議員に提案説明者を伺います。

○金谷委員（民主連合） 意見書案第3号については、横山議員でお願いします。意見書案第4号については、江川議員でお願いします。

○菅原委員長 続きまして、意見書案第5号について、提案会派の民主連合に提案説明者を伺ってまいります。

○金谷委員（民主連合） 上野議員でお願いします。

○菅原委員長 続きまして、意見書案第6号ないし意見書案第8号及び決議案第1号について、提案会派の共産に提案説明者を伺います。

○まじま委員（共産） 意見書案第6号についてはまじまで、意見書案第7号については中村みなこ議員で、意見書案第8号については石川厚子議員で、決議案第1号については能登谷議員でお願いします。

○菅原委員長 続きまして、動議の意見書案第1号ないし意見書案第8号及び決議案第1号の以上9件につきまして、各会派に質疑、討論の有無を一括して伺います。なお、質疑、討論がある場合は、質疑者または討論者も併せて発言願いたいと思います。

○えびな委員（自民会議） 全てに対して質疑、討論ございません。

○金谷委員（民主連合） 同じく、全て質疑、討論ありません。

○中野委員（公明党） 質疑、討論ありません。

○まじま委員（共産） 質疑はありません。意見書案第1号に対して、反対の立場で討論させていただきたいと思います。まじまでお願いします。

○塩尻委員（市民連合） 全て質疑、討論ございません。

○菅原委員長 次に、動議の意見書案第1号ないし意見書案第8号及び決議案第1号の以上9件について、無所属横山議員に、質疑、討論の有無及び賛否を一括して伺ってまいります。

○横山委員外議員（無所属） 意見書案第1号について反対をします。意見書案第2号から意見書案第8号までは賛成します。決議案第1号については賛成します。

○菅原委員長 無所属安田議員からは、質疑、討論なく、意見書案第1号に賛成、それ以外は反対と伺っているところでございます。

それでは次に、全会派一致の意見書案第9号ないし意見書案第14号の以上6件について、各会派に討論の有無を一括して伺ってまいります。なお、討論がある場合につきましては、討論者も併せて発言を願います。

○えびな委員（自民会議） 討論ありません。

○金谷委員（民主連合） ありません。

○中野委員（公明党） 討論ありません。

○まじま委員（共産） ほかは討論ありません。

○塩尻委員（市民連合） 討論ありません。

○菅原委員長 それでは次に、全会派一致の意見書案第9号ないし意見書案第14号の以上6件につきまして、無所属横山議員に、質疑、討論の有無及び賛否を一括して伺ってまいります。また、提案者に加わる議案がある場合につきましては、その議案番号も併せて発言願います。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論はありません。賛否については、全て賛成します。提案者には加わりません。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましては、6件とも質疑、討論なく賛成で、提案者に加わらないと伺っているところでございます。

それでは続きまして、力の調査特別委員会設置の動議についてであります。動議が提出されている旨、議長から報告を受けているところでございます。提出会派に趣旨説明を求めたいと思います。

○まじま委員（共産） 花咲スポーツ公園の再整備事業と、それに関わる事業については、十分な調査をする必要があるということから、特別委員会の設置が必要だという趣旨で提出をさせていただきました。

○菅原委員長 提出会派に、動議の提案説明者を伺いたいと思います。

○塩尻委員（市民連合） 高木議員でお願いいたします。

○菅原委員長 次に、質疑、討論の有無及び賛否について、各会派及び無所属に伺ってまいります。

○えびな委員（自民会議） 質疑、討論ありません。反対いたします。

○金谷委員（民主連合） 質疑、討論ありません。賛成いたします。

○中野委員（公明党） 質疑、討論ありません。賛成します。

○まじま委員（共産） 質疑、討論なく賛成します。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論なく賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論はありません。提出者ですので、当然賛成します。

○菅原委員長 無所属安田議員につきましては、質疑、討論なく、反対ということで伺っております。

それでは、ただいまの結果、可決の見込みとなりますので、動議が可決した段階で本会議を一旦休憩とし、議運を開催し、調査特別委員会の構成を協議後、本会議を再開することといたしますので、御承知おきください。

本会議（６月３０日）の日程についてであります。事務局から説明願います。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 ６月３０日の本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議事に入ります。まず、議案第１号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の以上１０６件を一括して議題とし、補正予算等審査特別委員会委員長から審査結果の口頭報告があった後、議案第１号についての修正案及び議案第５１号についての修正案の以上２件を併せて議題とし、日本共産党のまじま議員から提案説明があった後、質疑なく、討論に入り、民主・市民連合の江川議員から議案第１号及び議案第５１号に対して反対、議案第１号の修正案及び議案第５１号の修正案に対して賛成の、日本共産党の中村みなこ議員から議案第１号及び議案第５１号に対して反対、議案第１号の修正案及び議案第５１号の修正案に対して賛成の、旭川市民連合の植木議員から議案第１号及び議案第５１号に対して反対、議案第１号の修正案及び議案第５１号の修正案に対して賛成の討論がそれぞれあった後、採決に入ります。採決は分割により行います。まず、議案第１号の修正案及び議案第５１号の修正案の以上２件について、電子表決システムにより採決いたします。次に、修正案の原案であります議案第１号及び議案第５１号について、電子表決システムにより採決いたします。次に、議案第２号ないし議案第５０号、議案第５２号ないし議案第１０５号及び議案第１０７号の以上１０４件について、簡易採決いたします。次に、議案第１０６号を議題とし、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、報告第１号ないし報告第４号の以上４件を順次議題とし、いずれも質疑なく報告を了することになります。次に、議案第１０８号及び議案第１０９号の以上２件を順次議題とし、理事者からそれぞれ提案説明があった後、いずれも質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題とし、総務常任委員会委員長から陳情第２２号

及び陳情第23号の以上2件の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告どおり不採択とすることについて簡易採決となります。次に、民生常任委員会委員長から陳情第29号、陳情第39号及び陳情第41号ないし陳情第43号の以上5件の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告どおり不採択とすることについて簡易採決となります。次に、経済建設常任委員会委員長から陳情第33号及び陳情第34号の以上2件の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告どおり不採択とすることについて簡易採決となります。次に、子育て文教常任委員会委員長から陳情第36号の審査結果の口頭報告があった後、質疑、討論なく、委員長報告どおり不採択とすることについて簡易採決となります。次に、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題とし、総務、民生、経済建設及び子育て文教各常任委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続審査付託の手続を取ることとなります。次に、意見書案第1号を議題とし、自民党・市民会議の沼崎議員から提案説明があった後、質疑なく、日本共産党のまじま議員から反対の討論があった後、採決に入り、電子採決となります。次に、意見書案第2号を議題とし、民主・市民連合の高橋紀博議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第3号を議題とし、無所属の横山議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第4号を議題とし、民主・市民連合の江川議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第5号を議題とし、民主・市民連合の上野議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第6号を議題とし、日本共産党のまじま議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第7号を議題とし、日本共産党の中村みなこ議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第8号を議題とし、日本共産党の石川厚子議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、意見書案第9号ないし意見書案第14号の以上6件を順次議題とし、それぞれ提案説明を受けた後、いずれも、質疑、討論なく、簡易採決となります。次に、決議案第1号を議題とし、日本共産党の能登谷議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。次に、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会の設置についての動議を議題とし、旭川市民連合の高木議員から提案説明があった後、質疑、討論なく、電子採決となります。ここで、暫時休憩に入り、議会運営委員会を開催することになります。再開後の本会議の運びにつきましては、後日の議会運営委員会で改めて御説明いたします。なお、ここまでの本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ110分程度と思われます。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいま事務局から説明をいただきました。説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 では、そのように取り扱いたいと思います。

次に、2のその他であります。(1)の議会の改善・要望事項についてであります。特に発言はございませんでしょうか。

○えびな委員(自民会議) 整理番号㊸について、取下げをさせていただきます。

○菅原委員長 ただいま、自民会議から取り下げる旨の発言があった整理番号㊸、服装についてであります。そのように扱うことといたします。

それでは、その他の（２）の６月１９日の本会議における議事進行発言についてであります。このことについて、６月１９日の本会議における共産の能登谷、石川厚子両議員からの議事進行発言について、議長から議会運営委員会で協議するよう申入れがあったところであります。なお、議事進行の発言の内容につきましては、通告と質問内容の適合性ということでありました。

このことを協議する上で、まず、議会運営委員会の申合せについて説明したいと思います。配付資料の一般質問の要領を御覧願いたいと思います。この配付資料の２枚目の４、一般質問の発言通告の３行目になりますが、「議事の能率的運営と円滑を図るため、発言通告に当たっては、理事者において十分な答弁、または説明資料を得られる程度に質問項目を具体的に記載し」とあり、また、「発言通告書に記載のない発言は許さないものとする」と記載しているので、改めて御確認を願いたいと思います。

今申し上げたわけではありますが、その上で、６月１９日の本会議における議事進行発言についてではありますが、議長からは適合している旨の説明もあったところであります。

まず、６月１９日の本会議における通告と質問内容の適合性について、特に発言はありますでしょうか。

○沼崎委員（自民会議） 今、委員長から御説明いただいたとおりだと思いますが、具体的に言うと、私並びに笠井まなみ議員の質問に何か問題があったかのような形で本日の議題となっているところがあります。それについては非常に残念に思っております。

今、委員長から御説明があったとおり、そもそも何のために通告をするのかということ、議事の能率的運営と円滑を図るためということで、きちんと答弁を得られるように、市民のために議論するに当たって、今はちょっと確認しないと分からないとか、聞いていない質問はなかなか受けられないと、そうなってしまっただけは困るので、円滑に質問、答弁という流れを得るために通告があるのでありまして、この点、私と笠井議員の一般質問、何か答弁者が答弁に困ったとか、そういったようなことは一切ございませんでしたので、私としては何ら問題がなかったという認識であります。にもかかわらず、なぜ、そもそもこのような形で議題になるのか、個人的には非常に疑問なところでありまして、ここから先は、あくまで個人的な受け止めでございますが、何か全部の議員３４人中、１人の議員が、この通告でその質問をすることは想定できないと言い出せば議事が止まるのであれば、そもそも会議として成立しないと。何ら問題はなかったという認識があるにもかかわらず、どうしてこういう議事録に残る形で、あたかも私と笠井議員の通告から質問終了までの一連の流れに問題があったかのような扱いを受けるのか、全く理解に苦しむところで、まさか、自分が聞こうと思っていたことを１回生議員が生意気にも先に聞いたから、いじめてやろうという思いがあるわけではないだろうとは思いますが、ちょっとハラスメントじゃないかというような気もしておりますし、そうであれば、ハラスメント調査委員会の立ち上げを求めることも真剣に検討しております。

繰り返しになりますが、私並びに笠井議員の質問通告から一般質問終了に至る一連の流れに何ら問題はなかったと認識しております。

○菅原委員長 他に御質問等はございませんでしょうか。

○塩尻委員（市民連合） それぞれ通告書に書かれているかどうか、その内容に適合しているかどうか、結構、人それぞれの裁量によるものかなあとは思いますが、私たちの会派の中では適合していなかったという判断ではございましたので、それだけ申し上げたいと思います。

○菅原委員長 ほかにございませんか。

○中野委員（公明党） ただいま、自民会議の沼崎委員のほうから御発言がありました。私のほうからは、個別具体的にその発言の内容や、また、議員名を出してここで追及するということはありませんし、また、そういった場ではないというふうに思っております。しかしながら、一定の疑義があったのは事実でありまして、なぜという部分についても、これは議事進行からの流れでありますので、議事進行の案件としてこういった場が設けられているということで、ある意味ルールにのっとった場面だというふうに思っております。その上で、会派としても、今回の議会進行について、様々、協議、意見交換を会派内でさせていただきました。やはり、公明党会派としても、一定の疑問は残る、そういった内容だったというふうに思っております。

今、御発言があったところでありますが、議会運営委員会を取り仕切る委員長としては、今回の一般質問の一連の事案について、どのような考え方、印象、もしくは感想を持っているのか、まず、委員長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○菅原委員長 解釈の違いもあるかと思いますが、議員の皆様にしっかり伝わらなかったという部分はあると思います。そういったことがあるとすれば、やはり発言者に不備があったのかなと、そんなふうに感じております。ただ、議長が言われたとおり、適合していることは、私は問題なかったのかと、そう感じております。ただ、何度も繰り返しますが、分かりづらい部分での質問であったのかなと。そういった部分で議員の皆様にご迷惑を感じさせたのかなと、そんなふうに思っているところでございます。

今後につきましては、例えば、議会運営委員会の申合せを改正したほうがいいのか、いろんな意見があるかと思いますが、この場では多分結論が出せないかと思うんでありますが、できるのであれば、代表者会議で一度お預かりしていきたいなど、そんなふうに考えているところでございます。

私からは以上でございますが、他にございますか。

○中野委員（公明党） まず、私、今、委員長の認識をお聞かせいただきました。その後の進め方についてまで、委員長から今、御発言がありましたが、私もちょっと、もう2～3点確認をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○菅原委員長 はい。

○中野委員（公明党） それでは、委員長から許可をいただきましたので、今回の一般質問で、問題視をするとすれば、こういったことを前例として、次の第3回定例会で、このことを土台にして、同じことを繰り返していくような采配が行われることをしっかりと防止していく、そういう協議が必要かなというふうに思っております。

その上で、何点か問題意識があります。一つは、議長の采配の中で、議事整理権、こういった発言があって、議事整理権を行使するというような内容の御発言がありました。この趣旨、私も少し違和感を感じているんですが、この内容について、まず事務局に、議事整理権とは一体どういうものなのか、御説明をいただきたいと思います。

○林上議会事務局長 本会議におけます質問ですとか質疑などの発言のルールにつきましては、会議規則に定めているほか、その運用につきましては、先ほど委員長からもお話がありました一般質問の要領などを議会運営委員会で決定しているところであります。

仮に議員の発言が会議規則や一般質問の要領などに反すると議長が認める場合は、議事整理権により、当該議員に対して注意をするなどの措置が取られることになろうかと考えているところでございます。

○中野委員（公明党） 今の事務局の説明だと、ルールに基づき采配をしていく、そういった立場であって、仮に、分かりやすく言うと、議事の進行上に混乱が生じる際は、そこを円滑な運営をしていくために議事整理権を行使し、整理をしていくというような内容だと思います。そう考えると、先ほどもあったとおり、何の混乱もなかったわけなんですよ。そこで、議長からの説明、議事整理権を行使するような、その説明が、私、違和感があり、今回の案件、沼崎委員に先ほども言っていたとおり、何も問題がなかったということであれば、そのときに議事整理権を行使するという説明が、少し整合性がどうかというふうに思っているところでもあります。

また、一般質問の通告について、先ほど委員長のほうから、資料に基づく御説明がございました。このくだりのところでは、発言通告書に記載のない発言は許されないものとするということで記載があって、ここを直接的に理解すると、やはり整合性をどこまでも図っていくということになりますので、そういった意味からも、先ほど委員長が、代表者会議というような話もありましたが、今日、この場で詳細まで詰めるというよりは、一定程度協議を継続していく必要は私もあるかなというふうに思っているところでもあります。特に、議事整理権の内容については、先ほど事務局からもあったとおり、やはり会議規則や一般質問の要領というルールを踏まえつつ行使すべき内容でありますので、今後、こういったことのないように、認識誤認、権利の行使に関わる誤認がないように、しっかりと整理をしていくべきかなというふうに思っているところでもあります。

その上で、今日、少しこの場所で意見を申し上げさせていただきたいなというふうに思っております。今後の円滑な議会運営を見据え、私たちの最高規範である旭川市議会基本条例、並びに地方自治法の原則に立ち返り、議会のあるべき姿について、あくまでも私の所見を今回ちょっと申し上げさせていただきたいなというふうに思います。

まず、本条例の前文に記載されているとおり、議会は、二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保ちながら、その役割と責任を十分に果たしていくことが求められております。その基盤となるのが自由で活発な言論であり、条例第4条第2項には、議長は、「必要に応じて議員相互の自由な討議が行われるよう、会議の運営に努めるもの」と明記されているところでございます。ここで改めて確認すべきことは、地方自治法第104条によって議長に付与されている議事整理権、先ほども説明がありました、その本来の性質だというふうに考えております。この権限は、会議規則や議会の先例といった確立されたルールにのっとり議事を円滑に進めるものであり、決して議長個人の都合や裁量でルールを拡大解釈し、ねじ曲げてよいという特権ではありません。議事整理権などをはじめとする議長の権限は、あくまで議員の自由な討議を最大限に保障する、まさに調整の権利だというふうに解されます。議長は、議会におけるルールの番人であって、自らの判断でルールをつくり変える、ルールの創造者ではないというふうに考えております。万が一、ルールよりも個人の裁量や恣意的な解釈が優先されるような姿勢があれば、条例第3条第4項で掲げられている「市民に開かれた、公正かつ透明な議会運営に努める」という議会の活動原理が根底から覆ってしまうのではないのでしょうか。条例第18条が示すとおり、私たち議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として、より一層責任感を持って、議

長が当初議運で御指摘されたように、議員の資質や品位を保持するよう努めなければならないと考えます。議会を代表する議長におかれましても、この品位と資質を誰よりも体现し、自身の裁量ではなく、法と最高規範に基づいた議論を尽くすための公正な議会運営に徹していただくことを改めてお願いを申し上げる次第です。

こういったことが再発されないように、今後も協議があればいいかなというふうに思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 今の議事整理権に関わる話は非常にためになります。ありがとうございます。

1点、今回の議事進行の内容が、私は正直、よく分からなくて、それで、その点を明確にまずすべきだと。でなければ、問題が明確にならないので、今回の議事進行の趣旨というのは、それは発言通告書に記載のない発言を行ったという趣旨なのか、それとも、発言通告書に記載がある内容について、その関連性がない発言だったのかという、そのいずれなのかという点と、仮に、関連性がない、そういう御趣旨ということであれば、その関連性の有無については、議員主観的に判断すべき内容なのか、それとも、社会通念等の客観的な事象に基づいて判断すべきなのか、その点がちょっと私はよく分からないので、委員に直接質問することはできませんので、委員長の見解をお伺いしたいと思います。

○菅原委員長 今、高橋ひでとし委員の言われたことはよく理解できますが、その部分については、正直、私の判断ではなかなか判断しづらい部分もあるかと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 私自身は、その点をまず明確にしなければ、この問題は全く解決せずに、堂々巡りの水掛け論になってしまうというふうに認識しておりますが、先ほど委員長がお話ししていたような、そもそも代表者会議にかけるとな話では私はなくて、私の意見としては、結局、恐らく、私の推測としては、関連性が薄い、そういう事案に対して質問したと、そういう趣旨の議事進行ではないかというふうに理解しておりますけれども、その関連性については、社会通念に基づいて判断すればいいだけの話でありまして、今回の案件が社会通念上関連性があるかないかということで、これはある程度、合理的に判断できる内容ではないかと思います。その点まで、そういう判断基準だけを明確にした上で、あとは具体的に社会通念上の関連性があるかどうかという点については、それは個々人の判断でありますので、これ以上、その責任追及をしても仕方がないんじゃないかというふうに考えます。

○菅原委員長 委員の皆様から様々御意見がありました。まだまだ皆さんからお伝えしたいこともあるかと思います。ただ、今日この時間で、じゃ、結論が出せるのかというと、またなかなか難しい部分もありますので、一度、代表者会議で整理をしていきたいなと、私、個人的にはそう思っております。この問題につきましては、議員側、それから理事者側につきましても少し関わってくる問題でありますので、その辺も一度整理してまいりたいなと、そんなふうに思っているところでございます。

私からの意見であります。今後につきましては、今申し上げたとおりであります。代表者会議で一度整理をしていきたいという考えであります。そのことについて、皆さん、御賛同いただけるかどうか、いかがでしょうか。

○えびな委員（自民会議） 今、委員長からそういうお申出がありましたけれども、少し時間をいただきたいと思います。

○菅原委員長 ほかにございませんでしょうか。

○まじま委員（共産） 今回の件、私が最後の発言になったんですけど、複数の会派から疑義が生じているという話でしたので、これは非常に重い案件かなというふうに思います。ですので、議長は適切だったというふうにおっしゃっているかもしれませんが、我々も議会ルールにのっとって活動しているわけですから、恣意的に判断されてはたまらないので、ここは適切な対応を求めたいというふうに思いますし、必ずこの点については委員長にお願いしたいんですけども、そういう場を設けていただくと。どういう形になるかは委員長にお願いをすることになるかなと思いますけども、必ずこれは対応が必要かなというふうに思っています。

○菅原委員長 再度申し上げますが、一度代表者会議で検討していきたいと思っておりますけど、御意見を伺います。

○えびな委員（自民会議） 私の発言で、お時間をくださいと申し上げておりますので、少しお時間をいただければというふうに思います。

○菅原委員長 えびな委員、次回でもよろしいですか。

○えびな委員（自民会議） 一般質問も終わって、補正の質問も皆さん終わって、大変お疲れのところだと思いますので、今日のところはこれで、一度散会というふうな判断でもよろしいかというふうに思います。

○菅原委員長 次回以降の議運でさらに検討していくということでしょうか。

○えびな委員（自民会議） はい。

○菅原委員長 今、えびな委員から、次回の委員会ですらに検討していきたいという御意見でございました。

皆さんにお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○塩尻委員（市民連合） 基本的に委員長の進め方に従っていくことかと思うんですけども、一つだけ懸念している内容が会派としてございましたので、申し上げさせていただきますと、先ほど中野委員からもございました、例えば、今後の一般質問で、いや、これは通告どおりだっていう主張が通るっていう可能性がまた出てくるかなと。福居議長も、今後、何年後かになると違う議長に変わって行って、今後、同じようなことが発生する懸念っていうのが往々にある、種を残してしまっているのかなというふうに思っております。

これは、そのようにお願いしたいっていうことじゃなくて、独り言のように聞いていただきたいんですけど、時間がたって考えてみると、ちょっと違ったかなというふうな形で終わればいいなと思いつつ、あまり深く何かを変更する必要があるところでもないのかなというふうに考えておりまして、私たちの会派としてはそのように考えているところでございます。

○中野委員（公明党） ちょっと再確認で言っておきます。私たちとしても、現行のルールを変えることなく、厳格な議会の進行ができればそれでよしという意見でありますので、誤解のないようにしていただきたいなと思います。全ての議員が平等に、議会ルールの下、質疑ができる、議会活動ができる、その環境を保障していくのが議長の役割でありますので、言葉をあえて選ばず言えば、権限の濫用であったり、職権の濫用であったり、そういったことが起きないように整えていけば、それでいいかなというふうに思っておりますので、もしも次回以降の代表者会議などで協議をするという判断であれば、そこは委員長判断でありますので尊重しますが、しっかりと論点整理をした

上で臨まなければ、本当に何のために集まったのか分からないなっているところになってしまいますので、事前に協議を申し出ている会派に聞き取りをしていただいた上で、次回、そういった実のある会議を開いていただければなという希望だけ、意見として述べておきたいと思います。

○菅原委員長 ただいま中野委員から貴重な御意見をいただきました。

つきましては、次回以降の議会運営委員会までに論点を整理して、また皆さんにお伺いするという形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 それでは、そのような形にしたいと思います。

それでは、協議につきましては以上でございます。

以上で、散会いたします。

散会 午後6時20分